

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	医療法人社団 紫雲会
法人所在地	千葉県千葉市緑区鎌取町 81 番地 1
代表者氏名	理事長 中谷 達廣

2. 運営の目的と方針

- (1) ケアセンターけやき園居宅介護支援事業所は、高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- (2) 利用者的心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 居宅サービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることがないよう、利用者またはその家族の希望を踏まえつつ公正中立に行います。
- (4) 事業の運営にあたっては、市町村・地域包括支援センター・他の居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定特定相談支援事業所との連携に努めます。

3. 事業所の概要

- (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名	ケアセンターけやき園居宅介護支援事業所
所 在 地	千葉県千葉市緑区鎌取町83番地5
電 話 番 号	043-293-5050
介 護 保 険 指 定 番 号	1270501610
サ ー ビ ス 提 供 地 域	千葉市緑区・中央区・若葉区・市原市(事業所から片道10km未満)

- (2) 職員体制

従 業 員 の 職 種	区分	業 務 内 容	人 数
管 理 者	兼務	事業所の運営および業務全般の管理	1名
主任介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1名
介 護 支 援 専 門 員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	3名

- (3) 勤務体制

月～土	午前8時30分～午後5時30分 (ただし、祝祭日および年末年始 12/29～1/3は休業します)
緊急連絡先	043-293-5050(不在時は携帯電話に転送されます) 24時間対応可能な体制を整えていますので緊急の場合はご連絡下さい。

(4) 居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
サービス提供内容	居宅サービス計画の作成、サービス事業所との連絡調整、サービス実施状況の把握・評価、利用者状態の把握、給付管理業務、各種申請に対する協力・援助、相談業務
課題分析の方法	厚生労働省の標準課題項目に準じて、最低月1回は利用者の居宅を訪問し、計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	(1)利用者からの交代の申し出 介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情等、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。 (2) 事業所からの介護支援専門員の交代 事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。その場合は、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(5) 利用料金及び居宅介護支援費

1) 利用料金

居宅介護支援の利用料については要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。

但し、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなることがあります。その場合は、一旦1ヶ月あたりの厚生労働省が定めた基準額に準じた額の料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。後日、サービス提供証明書を市町村の介護保険窓口へ提出しますと、差額の支払いを受けることができます。

2) 居宅介護支援費・加算

事業所が提供する居宅介護支援に対する料金規定は **別紙1-1** **別紙1-2** の通りです。

3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、解約料はかかりません。

4) その他の料金

通常の事業実施地域以外の利用の場合、交通費実費をいただきます。また自動車利用の場合は下記の料金をいただきます。

・事業所から、片道おおむね10km未満 200円(税別)

・事業所から、片道おおむね10kmを超えた場合、上記金額に加え1kmにつき20円(税別)

4. 公正中立なケアマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

(1)利用者やその家族は、居宅サービス計画書(以下、ケアプランという)やケアマネジメント案に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが並びに当該事業所をケアプランやケアマネジメント結果に位置付けた理由を求ることができます。

(2)利用者に対し前 6 か月間に当該事業にて作成したケアプラン総数のうち、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与(以下、訪問介護等といいます。)が位置づけられたケアプランの占める割合、前 6 カ月間に作成したケアプランに位置づけた訪問介護等の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの占める割合について、別紙にて説明を求めることができます。

※なお、説明については指定居宅介護支援の提供の開始時に行い、その際に用いる当該割合等については、

直近の①もしくは②の期間のものとします。

割合算出期間 ①前期(3月1日～8月末日) ②後期(9月1日～2月末日)

5. 医療機関や障害福祉との連携

(1) 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いします。

また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いします。

(2) 利用者が医療系サービスの利用を希望した場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。

(3) サービス事業所から伝達された利用者に関する情報や、モニタリングの際にケアマネージャーが把握した利用者の状態等について、必要に応じてケアマネージャーから主治の医師や歯科医師・薬剤師に情報伝達を行います。

(4) 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等には、特定相談支援事業者との連携を密にし、サービス利用の意向に支障がないように努めます。

6. 他機関との連携

(1) 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する者について「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

(2) 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

7. 業務継続計画(BCP)の策定

感染症や非常災害の発生時において、指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため計画及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

8. 感染症の予防およびまん延防止のための措置

事業所内において感染症が発生し、またはまん延しないように次の措置を講じます。

(1) 感染症の予防またはまん延防止のための検討委員会をおおむね 6 か月に1回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員へ周知徹底を行います。

(2) 介護支援専門員に対し、感染の予防またはまん延防止のための研修および訓練を定期的に実施します

9. 虐待防止について

利用者的人権擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を行います。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を介護支援専門員へ周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置

事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものします。

10. 身体拘束

当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、身体拘束等といいます。)は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その擬態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

11. ハラスメント対策

- (1) 職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- (2) 利用者および家族等が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。(契約書第12条2項3号)

12. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1)当事業所相談窓口

相 談 窓 口	ケアセンターけやき園居宅介護支援事業所
担 当 者	田邊 和恵
電 話 番 号	043-293-5050
対 応 時 間	月～土 8:30～17:30

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、充分な話し合い等を実施します。

(3)苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課	電話番号	043-245-5062
緑保健福祉センター介護保険室	電話番号	043-292-9491
中央保健福祉センター介護保険室	電話番号	043-221-2198
若葉保健福祉センター介護保険室	電話番号	043-233-8265
市原市保健福祉部高齢者支援課	電話番号	0436-23-9873
千葉県国民健康保険連合会(月～金)	電話番号	043-254-7409

13. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族・市町村・関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故の際にとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行い、再発防止に努めます。

14. 緊急時の対応

指定居宅介護支援事業の提供時に利用者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

15. 守秘義務に対する対策

事業者および従業者は、業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、関係機関に個人情報を用いません。

16. 損害賠償について

当事業者において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。

守秘義務に違反した場合にも同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意または過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

17. 契約の終了及び解除について

契約の終了及び解除については、居宅介護支援契約書の第12条に基づき対応いたします。

居宅介護支援費 事業所が提供する居宅介護支援に対する料金規定は下記の通りです。

【居宅介護支援費 I】

取扱件数	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費 i 45 件未満	(単位数 1086 単位/月) 12,000 円	(単位数 1411 単位/月) 15,591 円
居宅介護支援費 ii 45 件以上 60 件未満	(単位数 544 単位/月) 6,011 円	(単位数 704 単位/月) 7,779 円
居宅介護支援費 iii 60 件以上	(単位数 326 単位/月) 3,602 円	(単位数 422 単位/月) 4,663 円

【居宅介護支援費 II】 データを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員を配置

取扱件数	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費 i 50 件未満	(単位数 1086 単位/月) 12,000 円	(単位数 1411 単位/月) 15,591 円
居宅介護支援費 ii 50 件以上 60 件未満	(単位数 527 単位/月) 5,823 円	(単位数 683 単位/月) 7,547 円
居宅介護支援費 iii 60 件以上	(単位数 316 単位/月) 3,491 円	(単位数 410 単位/月) 4,530 円

【介護予防支援費】

居宅介護支援事業所が市町村からの指定を受けて実施	(単位数 472 単位/月) 5,215 円
--------------------------	------------------------

【加算】

加算	可算額	算定要件等
初回加算 (300 単位)	3,315 円	・新規に居宅サービス計画を作成した場合 ・要介護状態が2区分以上変更になった場合
入院時情報連携加算(I) (250 単位)	2,762 円	入院した日の内に医療機関へ情報を提供した場合 ※入院日以前の情報提供を含む ※営業時間終了後や営業日以外に衆院した場合は入院日の翌日を含む
入院時情報連携加算(II) (200 単位)	2,210 円	入院した日の翌日または翌々日に医療機関へ情報を提供した場合 ※営業時間終了後に入院した場合、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む
退院退所加算 カンファレンス参加無 (450 単位・600 単位)	4,972 円～ 6,630 円	退院・退所にあたり医療機関等の職員と面談を行い、利用者に対する必要な情報を得て居宅サービス計画を作成した場合 退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等の参加を求める
カンファレンス参加有 (600・750・900 単位)	6,630 円～ 9,945 円	
ターミナルケアマネジメント加算 (400 単位)	4,420 円	終末期の医療やケア方針に関する利用者又はその家族の意向を把握したうえで、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し、主治医等の助言を得て利用者の状態に応じた支援を実施した場合 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを実施
通院時情報連携加算 (1 月につき 50 単位)	552 円	医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けケアプランに記録した場合
緊急時居宅カンファレンス加算 (200 単位)	2,210 円	病院または診療所の医師や看護師等と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、居宅サービス等の利用調整を行った場合

【特定事業所加算】

特定事業所加算Ⅰ(519単位) 5,743円/月
 特定事業所加算Ⅱ(421単位) 4,652円/月
 特定事業所加算Ⅲ(323単位) 3,569円/月
 特定事業所加算A(114単位) 1,259円/月

特定事業所加算算定要件	I	II	III	A
① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤 1名以上 非常勤 1名以上
③ 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること	○	○	○	○
④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～5である利用者の割合が100分の40以上であること	○			
⑥ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
⑨ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑩ 指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50名未満)であること	○	○	○	○
⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑫ 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

【特定事業所医療介護連携加算】(125単位)1,381円

① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退院・退所加算の算定に係る病院等との連携回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上
② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメントの加算を5回以上算定
③ 特定事業所加算(I)～(III)を算定していること

【看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価】

居宅サービスの利用に向けて、介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等、必要なケアマネジメント業務や給付管理の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適當と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定が可能となります

ケアセンターけやき園居宅介護支援事業所のケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は下記のとおりである。

ケアプラン作成期間（令和7年3月1日～令和7年8月末日）

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用割合

訪問介護	25 %
通所介護	24 %
地域密着型通所介護	7 %
福祉用具貸与	70 %

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	通所介護
セントケア緑	14 %
Hana ヘルパーステーションおゆみ野	12 %
ご長寿くらぶ千葉おゆみ訪問介護事業所	10 %

地域密着型通所介護	福祉用具貸与
デイサービスおてんとさん	22 %
デイサービストライおてんとさん	19 %
リーフ浜野リハビリディ	19 %

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事業者 所在地：千葉市緑区鎌取町83-5

名 称：医療法人社団紫雲会

ケアセンターけやき園 居宅介護支援事業所

説明者：_____

私は本書面に基づき、事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

氏名：_____

代筆者

氏名：_____

利用者との続柄 _____